

総 則

1 胎児の権利能力の例外（新・標準テキストP2）

①	損害賠償の請求権（721条）
②	相続（886条1項）
③	遺贈（965条，886条）

* 判例は，停止条件説を採用している（大判昭7.10.6）。

2 制限行為能力者の種類（新・標準テキストP3）

①	未成年者
②	成年被後見人
③	被保佐人
④	補助人の同意を要する旨の審判を受けた被補助人 ※

※ 補助人の同意を要する旨の審判を受けていない被補助人（補助人に代理権を付与する旨の審判を受けた被補助人）は，制限行為能力者ではない（20条1項参照）。

3 法定代理人の同意を要しない未成年者の法律行為（新・標準テキストP3）

①	単に権利を得，又は義務を免れる法律行為（5条1項ただし書）
②	法定代理人が目的を定めて又は目的を定めないで処分を許した財産の処分（5条3項）
③	1種又は数種の営業を許された場合におけるその営業（6条1項）

* 未成年者が婚姻をしたときは，成年に達したものとみなされるため（753条），法律行為をする場合であっても，法定代理人の同意を要しない。

c f 営業を許された未成年者であっても，婚姻をする場合には，父母の同意を得なければならない（737条）。

4 保護者の権限（新・標準テキストP3～9）

	法定代理人	成年後見人	保佐人	補助人
同意権	○	×	△	△
取消権	○	○	△	△
追認権	○	○	△	△
代理権	○	○	△	△

5 成年後見制度（新・標準テキストP4～9）

		後見	保佐	補助
要件	判断能力	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者	精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者	精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者
開始の手続	申立権者	本人，配偶者，4親等内の親族，未成年後見人，未成年後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人，補助監督人又は検察官	本人，配偶者，4親等内の親族，後見人，後見監督人，補助人，補助監督人又は検察官	本人，配偶者，4親等内の親族，後見人，後見監督人，保佐人，保佐監督人又は検察官
	本人の同意	不要	不要	必要
同意権	付与の対象		13条1項に掲げる行為	13条1項に掲げる行為の一部
	付与の手続		保佐開始の審判	補助開始の審判 ＋同意権付与の審判
	本人の同意		不要	必要
	同意に代わる許可制度		あり	あり
取消権	付与の対象	日常生活に関する行為以外の行為	13条1項に掲げる行為	13条1項に掲げる行為の一部
	取消権者	成年後見人＋本人	保佐人＋本人	補助人＋本人
代理権	付与の対象	財産に関するすべての法律行為	特定の法律行為	特定の法律行為
	付与の手続	後見開始の審判	保佐開始の審判 ＋代理権付与の審判	補助開始の審判 ＋代理権付与の審判
	本人の同意	不要	必要	必要

6 制限行為能力者の相手方の催告権（新・標準テキストP9）

		不確答の場合のみなし効果
催告の相手方	行為能力者	追認
	法定代理人，保佐人又は補助人	追認
	後見監督人がある場合の後見人	取消し
	被保佐人又は被補助人	取消し
	未成年者又は成年被後見人	—